主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人河上丈太郎同美村貞夫の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。 また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。(論旨の 法律論も理由がない。)

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

## 昭和二六年八月九日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	]]]	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介